

第五章 変法期における学会、報刊、学堂の経済的背景

第一節 概 観

中国においては、明中期以後から、部分的マニファクチュアが成立していたが、その資本主義的発展は、商業資本家によって、阻止され勝ちであった。

しかし、アヘン戦争の敗北によって、外国勢力が中国に入ってくることにより、新しい変化が見られた。

まず、洋務期において、はじめて、資本主義的工場が設立されるようになった。

すなわち、洋務派の工業化は、中国に欧米の諸制度を導入しようとしたが、それは、中国の在来の産業、伝統的な農業、手工業と矛盾しない範囲に限られたので、徹底したものとはなり得なかった。

変法期になると、民族ブルジョアジーが生まれ、資本主義的な経済論がみられるようになり、近代的な工業、鉱業、農業の発展についての論説が見られるようになった。

また、それらの経済論にもとづいて、実際に、工場が設立され、鉱山が開発され、茶桑などを含めた農業も発展して行くようになった。

この実態を、変法運動が唯一、土着化した湖南省において考察して行きたいと考える。

また、このような、近代的工、鉱、農業、道路、汽船の周航などが、変法時期の学会、報刊、学堂の背景となっていることも明らかにして行きたい。

第二節 経済論と経済活動の展開

第一項 湖南省における変法期の経済論

まず最初に変法時期の経済関係の論説について見て行く。^①

すなわち当時の経済的な論説の主なものに梁啓超の「論湖南応弁之事」、譚嗣同の「試行印花稅條說」、「論電燈之益」、「論湘粵鐵路之益」、黄熙敬の「論湖南宜興蚕桑之利」、「洞庭新州宜講求農學論」、羅棠の「論湘鄖創弁小論公司之益」、樊維の「勸湘工」許崇勳の「論湖南茶務急宜整頓」、陳為鑑の「商学」等がある。

梁啓超の「論湖南応弁之事」では、世界の近代化に則して、湖南でも民智、紳智、官智を開くことが一切の根本である事を述べ、^② ついで新政の條理について次のように云っている。

すなわち、湖南がすでに実施しているものに多くのものがある。礦務、輪船、学堂、練兵の類がそれである、或いは、日を定めて実施しようとしているものがある。学会、巡捕、報館の類の如きである。或いは將に実施しようとしているが、力を阻まれてゐるものがある。鐵道の類の如きである。或いは已でに実施し、尚すべからず、變通、拡充しようとしているものがある。造幣

局の類の如きである。^③

と述べられており、すでに実施されていること、これから実施しようとしている事柄等に触れている。

ついで梁啓超はこの論文の最後の所で、極めて重要なこととして次の2つを挙げている。

すなわち、第一は道路を開くことである。全省の血脈を通じれば、全ての風気を通じることができ、全省の商貨を出すことができる。

第二は、勸工博覧場を設けることである。各府州県の天産、人工の貨物を集めて、これを比較する。工芸の優れているものは奨励する……。^④

と述べられており、道路の開設、特産品の奨励が考えられていることがわかる。

譚嗣同は、「試行印花稅條說」で、8つの点にわたって、商業において、印紙税の便利な点を述べ、^⑤ ついで湖南の問題に触れ、次のように云っている。すなわち

地を限定して先ず一地域を指定して、試行の始めとする。行って善くなければやめる。一地に善くないのである。余は善くないことはない。今、湖南を限って述べれば、任じて一岳州を挙げると。則ち岳州から始める。かつ岳州の下水釐金より始める。^⑥

と述べられており、湖南省の一地域をテストケースとして印紙税を施行しようと考えていた事が知られる。

つぎに「論電燈之益」では、電燈の効用を述べ、夜も明るい事、農園にも利用できる事を述べている。^⑦ 湖南省については、次のようにいっている。すなわち

湖南巡撫の陳公は、吾が湖南省人を憫み、それを易えようと思われている。そこで、宝善成会社に命じて、電燈を創造させ、巡撫の役所から試みにこれを燃し、数ヶ月して善ければ、民間に命令して、皆その利益を同じに得させる。費用は甚だ安く、これによって、長沙の町は、学堂報館から通りの大商店に及ぶ迄、みな夕方に入っても明るい。^⑧

と述べられており、宝善成公司による電燈の便利さが伺われる。

最後に「論湘粵鐵路之益」では、湖南省から広東に鉄道を作る効用を述べ、まず第1に地形や労働力の供給などで、鉄道が作り易いこと、第2に、湖南省にも鉄道建設で鉱山の開発など産業が興り、物資の輸送ができることでプラスになることを述べている。^⑨

黄熙敬は「論湖南宜興蚕桑之利」で湖南では、土が桑に向かないといっているが、他の省や、外国の例を見て、蚕桑を湖南で盛んにすべきであると説き、そのために蚕桑局を立てることを勧め、注意すべき点、6点をあげている。その第1は、分局を立てること、第2は種料を購入すること、第3は桑柘を栽培すること、第4は、器具を精巧にすること、5には、養育を善くすること、6に種植を併じて医法を明らかにしなければならないとしている。^⑩

また、黄熙敬の「洞庭新州宜講求農學論」では、農業地域である湖南では、農学会、農学堂等を建て、農業を盛んにすべきである事が説かれている。^⑪

羅棠の「論湘鄖創弁小輪公司之益」では、洞庭湖の湘鄖を航行するのに危険の少ない、小汽船を用いることの益が述べられている。¹²

樊維の「勸湘工」では、世界が工業化することによって利益を得ていることにかんがみ湖南省も工業化することを勧めている。¹³

許崇薫の「論湖南茶務急宜整頓」では、中国の主要輸出品である茶を湖南で西法により生産し、中国に利あらしめるべき事が述べられている。¹⁴

陳為鑑は「商学第二」の中で、湖南の鉄道敷設の事と湖南の汽船の事について触れているので、それをここで取り上げる。

まず湖南の鉄道の敷設であるが、王爵棠が廣東布政使になって、それをしようとしたが失敗した事を述べ、¹⁵ そのあとでもし鉄道が出来れば、次のような利点があるといっている。すなわち

今、もし湖南の鉄道ができるならば、灘河の危険を避け、北江の水路と通じて連って一氣となり、洋貨を内に灌ぐことができるし、土貨はそれを藉りて、外に輸することができる。その通過する地域には、平和の棉花、……唐村の芦麻、郴州の煙草、茶、木材、植物油、石炭、広東の塩、果物があり、鉄道を育てる事ができる。その他で、湘譚から運び出す産物には、茶や爆竹があり、毎年運賃で節約できる所は、数十万(両)を下らない。¹⁶

と述べられており、鉄道の敷設により、外国製品の流入と湖南省の産物の輸出ができることが知られる。

ついで、汽船の就航であるが、必ず商埠を自営し鉄道と輔け合って行うべきであるとしている。すなわち「浅い水の所では汽船は、ハシケだけが使用可能である。ハシケが行くのはのろく通商の埠は遠く漢口にあり、そこではすべて大船に載せている。だからハシケが汽船から受ける利益はすくなく、漢口が商埠の利を受けるのが大である。今もし湖南に埠頭を設けないのなら、吃水三尺の汽船は、支河を走らせ鉄道会社に附属させるべきである。2つの山の間には川があり、二つの川の間には山があるのが普通である。……だから鉄道を開く者は必ず直行して山川の隔りを貫通すべきであり、小汽船を支水に横行させ、鉄道を通して来た貨物を受けて幹河に到達させるべきである。いわゆる水路は経であり、鉄路は緯である」¹⁷と述べられており、できれば埠頭を作り、鉄道と汽船をうまく連絡させ、湖南省の従横の交通路とすべきであると説かれている。

以上要するに、世界の近代化、工業化に則応して湖南省でも、道路の建設、鉄道の敷設、汽船の航行、印紙税の導入などを通し、特産品を奨励し、農業を盛んにし、電灯業、養蚕業、製茶業等の近代産業を盛んにして行くべき事が、真剣に述べられている。

第二項 湖南省における変法時期の経済活動

変法時期に湖南省においては、色々な会社の設立が計画されたり、実際に設立されているので、それらを考察し、明らかにして行く。

その方法として、まず、設立の計画された章程を考察し、ついで、実際に設立された公司の実態を明らかにして行きたい。

章程のある公司又は局として最初に見られるのは、湖南巡撫陳宝箴の設立した、湖南礦務總局である。同局の章程としては、「總局章程11条」、「官弁章程8条」、「官商合弁章程14条」、「官督商弁章程7条」、「商民己開各礦分別弁理章程4条」があるが、これらについては、すでに中村氏が考察されている¹⁸⁾のでここでは深く立ち入らない。只、民間出資者が、股実老成であることと人事は、省内の紳士から巡撫が選ぶようになっていたことを明らかにしておく。

第2に「兩湖試弁製茶公司章程」であるが、これは、湖南、湖北の製茶会社の定款の試みである。ここでは11条が挙げられているが、その要点をまとめて行けば以下の如くである。

1、資本金は8万兩で1株100兩とする。

1、株主は、中国人で金持の紳商に限る。

1、公司の督弁は汪漢稅務司の穆とする。

1、会弁4、5人を置く。督弁と会弁が合議するが、最終決定権は督弁にあり、責任も督弁が持つ。

1、公司是總會を設ける。会弁は總會によって公挙される。

1、株式資本は民間から集める。

1、3ヶ月に一度、督弁は省の監督官に報告しなければならない。

1、利益を挙げ、それを均しく分ける。機械の購入、茶師の招聘、製茶法、栽培法等を極力求める。

1、会社の本社は、漢口に設け、1年ごとに決算をする。

1、会社がうまく行って株を増資する場合は従来の株主から行い、あまりがあれば売りに出す。

1、以上は、大概章程で、工場を作ってから詳しい章程を定める。¹⁹⁾

以上から、中国人の出資による茶の株式会社を漢口に創設し、それを発展させようとしていることが知られる。

「兩湖茶務有限公司簡明章程」は10条からなっている。そのあらましをまとめれば、

1、資本金は6万兩で、1200株とし、1株は50兩である。

1、将来は増資し、発展させたい。

1、本公司の金銭の出入は、匯豐銀行が取り扱う。

1、本公司は、土地を買うか借り、茶を栽培して生産をのぼし、工場を作って茶を製造し、機械を購入し、外国の製茶技師を雇い、茶の売買をし、インド、セイロンに勝たせたい。

1、本公司は商弁であるが、督弁は穆和徳であり、兩湖總督の札諭を奉じている。

1、増資は、まず株主に行い、余りがあれば他の人にも分ける。

1、本社は、漢口に置き、1年で決算する。

- 1、督弁が会社の全責任を持つ。
- 1、株主総会ができるまでは、督弁が会弁を選ぶ。株の欲しい者は、上海では、五馬路公信洋行へ、漢口では、太平洋行に問うてもらいたい。²⁰
- とあり、資本金6万両で、匯豊銀行の管理下にインド、セイロンにもおとらないような茶の株式会社を作ろうとする意欲がうかがわれる。
- つぎに、「両湖官輪局合併章程」であるが16条よりなっている。その要点をまとめれば以下の如くである。すなわち、
- 1、湖北、湖南の士紳が章程を議定した。
- 1、両省の士紳は、総董を6人挙げ、株を集め、造船、用人等の事を取り扱わさせる。
- 1、暫くは、資本金10万両で、各省から5万両ずつとする。
- 1、両湖ともそれぞれの出身の紳士が中心となるが、別に湖南出身の公正な紳士1人、湖南には、湖北出身の公正な士紳を1人会弁とする。
- 1、両湖の官輪局の仕事をする人は、股実紳商とし、書類を保管する。書類は、両湖にそれぞれ置くものとする。そしてお互いに検査する。もし公金を蝕するようなことがあれば、賠償させる。
- 1、利潤は章程に照して平等に分配する。
- 1、両局は、日報、月報の書類を作り、日用、月用の費用を記録してお互いに署名し合う。
- 1、船債券と乗船券を一連にして発行し、湖南省の汽船が湖北省に來た時に、乗船券を湖北省の局に送り、決算の時に湖南省にある船債券とつき合わせ、不正を調べる。湖北省の汽船も同じ様にする。
- 1、両局の収支は、毎月月末に各紳董が相互の省に來ている士紳と親しく検査する。
- 1、毎年の収支の決算は、まず自分の局の紳董と会計係が清算し、相手の省の2人の士紳に監査をして貰い、収支の決算表を株主に送り査閲して貰い、公の場所と新聞に公示する。
- 1、両局の各紳董は、仕事を処理する人と50株から100株に至る株主を集め、定期的に會議を開いて利弊得失を考える。
- 1、湖北省と湖南省とが合併した後は、両局の紳董が共に請け合う。もし善くない処理や使用人が不当で議論が合わず決められない場合は、局外の正紳か總督か南北の巡撫に依頼する。
- 1、湖北省、湖南省からよくわかる者が1名ずつ出て、上海、広東に行き船を購入する。
- 1、弁事の紳董や局にいる株主は、年終の決算を待って利潤を決め、酬謝とする。
- 1、株の利息は、8釐で、利潤の半分は、資本金に繰り入れ、10分の2は、船隻の修理に用い、10分の3を弁事の紳董各員の酬金に送る。
- 1、名づけて、鄂湘善後輪船局といい、鄂局は、漢鎮に設立し、湘局は長沙に設立する。以上16条は、合併の大概章程に係る。各詳細章程は後に分條別議する。²¹

とあり、湖北、湖南で士紳を中心として資本金10万両で汽船の株式会社を設立し、発展させようとしていたことが知られる。

最後に「兩湖官輪局招股創弁章程」を見て行く。この章程は8条により成っており、要点は次の通りである。

1、株の募集は、紳董の手を経て行われる。

1、株主が株を手離す場合は、まず他の株主に買って貰う。株主でそれを受ける人がなければ、親友に売ることができる。

1、株主で50株から3株に至る者は、本公司の会議に入るを請う。

1、よくわかる紳董2人に請い、上海、広東に赴き、大汽船二隻、小汽船4隻を購入して貰う。それまでは、鄂官4号を借りて行く。

1、汽船は、まず、湘潭、長沙、常德、岳州、沙市、漢口の六処で行う。

1、寧波の尖頭探船4号を造って予備とする。人を漢口にやって大工を雇い湘潭の船工場につれて来て、装造を教えさせる。

1、株の募集は6ヶ所で行う。

1、汽船を動かし、人を用いる関連した章程は、別に条文を作る。²²

とあり、株を募集し、汽船を購入し、会社を発展させようとしているのがわかる。

「湖南士紳梁啓榮等創立水利公司稟」では、湖南省の士紳である梁啓榮らが、水利会社を設立し、用水施設を機械化し、農業を近代化しようとしている様子がうかがわれる。²³

「鄂粵湘三省紳商等請弁粵漢鐵路稟」では、湖北、広東、湖南省の紳商達が粵漢鉄道を敷設することを要請している。すなわち、南北の要道として、蘆漢鉄道と連絡させて、湖南にも、利益をもたらせようとするものであった。²⁴のちにこれは、敷設され、広東から漢口まで、1106kmの行程である。

以上、製茶会社、公営の輪船局、水利会社、鉄道会社等の定款と許可願いなどを見て来た。

これらの事を通して、変法期に湖南省では、会社等を建て、近代資本主義を導入し、富裕な省を作ろうとしていた様子が伺われる。

次に変法当時実際に設立された会社等について見て行く。

まず、巡撫の陳宝箴が、農民の生活を支えるために、礦務総局を上奏し、1895年10月、礦山を開いている。『湖南省志』によれば、陳宝箴はその頃、湖南省に旱災があったので、省庫の収入を盛んにして、地方経済を反映させるために礦務総局の設立を決め、省内の工礦業生産を開発したのであった。また経営形態は官弁、官商合弁、官督合弁であり、生産物としては銅、石炭、鉛、硫黄等があった。²⁵役員には、劉鎮、張通典、鄒代鈞、蔡乃煌、朱彝、黄篤恭、喻兆藩、梁渙奎、黄鴻飛がいた。²⁶

1895年11月には、陳宝箴、王先謙、張祖同、楊鞏の相談により、長沙の北門外に土地を購入し和豊火柴会社の工場を建てること決定され、翌年工場が開かれ、開始当時、資本銀は、10万両であった。マッチの原料は、リン、硫黄、ガラス粉等であり、リンや硫黄は外国から購入した。また工場の規模

は、女工6、7百男工が約百人であった。²⁷

1896年4月には、陳宝箴の命により、湖南の紳士黄自元、王先謙、蒋德鈞、熊希齡等が資本金を集めて、宝善成公司を開始した。²⁸これは先にも述べたが、電灯の会社であった。

羅棠が書いた「論湘鄖創弁小輪公司之益」に沿って「兩湖官輪局合併章程」、「兩湖官輪局招股創弁章程」が書かれたが、1898年、戊戌の4月に、小輪会社が資本金10万両で創弁され、航行が開始されている。²⁹

すなわち、湖南省の郷紳によって経済的な発展を意図してはじめての株式会社が設立されたのである。またこの小輪公司について、湖南省志第1巻は、羅棠の小輪公司の創弁の利益を述べた文章を引用し、そのあとで次のように云っている。

すなわち、「(羅棠の)これらの話は、湖南維新派と群衆の小輪公司の創弁に対する意見を確実に代表しており、彼等は、輪船を走らせることが、僅かに商品流通を促すだけでなく、更に重要なことはこの経済利権を掌握でき、後日の外国略者の掠奪を免れさせるものであるとした。この事はまさに、当時の資産階級が外国侵略者の束縛をふりきって脱し、資本主義の発展の期望を企図したものであった」³⁰と述べられており、ここでも湖南の維新派と群衆が、経済的な利権を掌握し、外国の侵略をはねのけようとして設立されていると考えていることが知られる。

ついで同年7月には、湖南巡撫陳宝箴が銃弾工場を設立している。すなわち、湖南省志によれば、以下のとおりである。「1898年7月(6月)巡撫陳宝箴は、銃弾の二つの工場を設立し、要する所の経費については、塩一斤に別に料金を掛ける加價銀の先例を根据にして、1斤ごとに加價銀1厘4毫、年ごとに10万余両を折収した。また清朝政府に上海機器製造局が原から議定して機器を購入している税款を、改めて取り出し、一部を湖南に分給して機器を購入できるように奏請した」³¹と述べられており、塩の加價金などにより、銃弾工場を設立していることが知られる。

また、同月、湘潭監生張本奎、湘鄖廩生肖仲祁、湘鄖廩生王国柱が化学製造公司を創設している。『湖南省志』によれば、

彼らは、樟腦を蒸留する技術を基本的に常握している。……湖南省には樟腦の樹が多くあり、榔、永、辰、澧ではもっとも豊富であり、そのまま樟腦を蒸留する優越条件がある。彼らは、資本銀1万両を迎へ集め、湖南化学製造会社を設立し、しばらくは、土法を用い、先ず樟腦の蒸留を行い、成效するのを待って機器を購入し、拡充させる。³²

と述べられており、資本金1万両で樟腦を蒸留する化学製造公司を設立しようとしている様子が知られる。このあと、『湖南省志』では、湖南巡撫の許可によって化学製造公司が実現している。

『湖南省志』は化学製造公司の項の最後に、張本奎等が設立した所の化学製造公司は、規模は比較的小さく、技術は低劣であり、産業に限りがあるといっても、これは当時にとっては、すでに述べて来たように、一種の新生の事物であり、これ以後の化学工業の発展に一定の影響を有している。³³

と述べられており、これ以後の化学工業における化学製造会社の位置づけがうかがわれる。

以上、実際に設立された株式会社について見て来たが、いずれも、それらの企業を行うことによつて利潤を得、湖南を盛んにしようとしていたことが伺われる。

つぎに、これらの会社を担った人々について考察して行きたい。

第三項 湖南省における変法期の経済活動参加者

まず、参加者の主な者について表示して行く。

姓 名	出身地	官職名 (又はそれに代る資格等)	関係学会、報、学堂 (湖南)
梁 啓 超	広 東	举 人	南学会、時務学堂、「湘報」
譚 嗣 同	湖 南	候 補 知 府	
黄 熙 敬	湖 南		「湘 報」
羅 棠	湖 南		
樊 維	湖 南	生 員	
許 崇 熏	湖 南		「湘 報」
陳 為 鑑	湖 南	生 員	
陳 宝 箴	江 西	巡 撫	
梁 肇 棠	湖 南	士 紳	
劉 鎮			
張 通 典	湖 南	江南水師学堂提調	
鄒 代 鈞	湖 南	知 県	
蔡 乃 煌	広 東	湖南候補道	
朱 彝			
黄 篤 恭			
喻 兆 藩			
梁 煥 奎	湖 南	举 人	
黄 鴻 飛			
王 先 謙	湖 南	国子監祭酒	時務学堂
張 祖 同	湖 南	候 選 郎 中	時務学堂
楊 同 蒙	湖 南		
黄 自 元	湖 南		
蔣 德 鈞	湖 南	江蘇候補道	「湘 報」
熊 希 齡	湖 南	翰林院庶吉士	南学会、「湘報」、時務学堂、「湘学报」
張 本 奎	湖 南	監 生	
肖 仲 祁	湖 南	廩 生	
王 国 柱	湖 南	廩 生	

以上、表示されている者は、27名あり、そ出身地は、当然のことながら湖南が一番多く、19名であり、広東2名、江西1名である。

参加者の階層構成を見て行けば、巡撫（従2品）1名、道具又は候補道（正4品）2名、候補又は前知府（正4品）2名、国子監祭酒（従4品）1名、郎中（正5品）1名、知県ならびに候補知県（6品）1名、翰林院庶吉1名、挙人2名、生員5名であり、その他には、宝善成製造公司に参加した湖南省出身の諸生や水利公司に参加した湖南省出身の士紳がいる。

以上、巡撫、国子監祭酒を除けば、ほとんどが5品以下の中下級官僚、生員、士紳であることがわかる。

また、すでに見た会社の章程や稟（許可願い）の中に股実紳商、士紳、紳、紳董等の名称が見えるが、これはいずれも郷紳をさすものと考えられるので、湖南省出身の郷紳を中心として公司（株式会社）等の新しい近代資本主義産業の経済活動が行われたし、それが意図されたのであった。

さらに、これらの郷紳を佐々木氏、林氏の所説によって分ければ、王先謙、張祖同、黄自元は、保守的な大紳であり、譚嗣同、樊維、張通典、鄒代鈞、蔣徳鈞、熊希齡などが開明的な変法派の郷紳ということになる。

その他に、巡撫として派遣されている変法派官僚の陳宝箴、時務学堂に招かれた変法派の梁啓超、洋務に通じた買弁で、湖南候補道である蔡乃煌などが参加している。

変法の派別としては、変法中間派の康梁系の梁啓超、左派の譚嗣同、樊維などがあり、中間派から左派の人達が多く、結局は、仮維新系の保守派の大紳達と対立して行くことになる。また、湖南の学会等に関係した者は7名である。

以上、参加者について見て来たが、多くは湖南省出身の変法派の郷紳であることがわかる。

すなわち湖南省における変法運動の社会経済的な側面の担い手は、このような変法派の郷紳層であり、政変によって、多くが弾圧されるが、その後立憲派、革命派として一定の役割を果たして行くことになる。

第四項 湖南省における変法期の経済活動の意義

すでに見て来たように、湖南省の変法運動における社会経済的側面の意義は、不十分であったとはいえ、同省の変法派を中心とする郷紳層が近代資本主義産業を興し、同省に利益をもたらし、外国の圧迫に対抗しようとした所にあると考えられる。

すなわち、ここに洋務運動期に中心となった地方大官による企業の推進とは異なる、民間の郷紳層による近代資本主義産業の開始と、民族ブルジョアジーの創出が見られたといえるだろう。

おわりに

以上、変法運動の社会経済的な背景について、湖南省を中心として、経済的論説、公司、経済活動

